

徳島県告示第六百一号

徳島県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十四年徳島県条例第七十二号。以下「条例」という。）第十六条第一項の規定に基づき、次の薬物を指定する。

令和元年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 薬物の名称等

- 1 化学名 メチル^ニ・「^一・（五・フルオロペンチル）^{・一}H・インドール^{・三}・カルボキサミド[」]・^三・フェニルプロパノアート（通称 M P H P ^{・二}二〇^一）
一又はM P H P ^{・二}二〇^一）及びその塩類
- 2 化学名 ^二・（ブチルアミノ）^{・一}・（四・クロロフェニル）プロパン^{・一}・オン
（通称 四・Chloro^{・N}・butylcathinone）及びその塩類
- 3 化学名 ^三・「^一・（エチルアミノ）シクロヘキシル[」]フェノール（通称 ^三・H O ^{・P} C E [（]）及びその塩類

二 指定の理由

一の1から3までに掲げる物は、条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、かつ、県の区域内において濫用されるおそれがあると認められるため

三 指定の効力発生の日

令和元年十二月二十四日